

佐渡市・上越市観光・航路連携協議会ツアー助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、佐渡市・上越市観光・航路連携協議会を構成する佐渡市及び上越市の持つ観光資源をPRすることで、2市への観光客を誘致し、観光交流を図るため、県外からの滞在型観光ツアーに対する助成金の交付について、必要な事項を定める。

(助成対象者)

第2条 助成対象者は、次の要件の全てを満たすツアー（企画旅行）を主催する旅行業者とする。

- (1) 実人員15人（ドライバー、バスガイド及び添乗員を除く。）以上の団体ツアーであること。
- (2) 佐渡市及び上越市の指定する有料観光施設、飲食施設、土産物施設等の中から各市1か所以上利用すること。ただし、土産物施設は30分以上滞在すること。
- (3) 佐渡市内又は上越市内のいずれかのホテル、旅館等に宿泊し、又はその両方に宿泊するツアーであること。
- (4) 原則、参加者全員が全行程を同一行動することとし、旅行行程表等に立ち寄り先について明記すること。
- (5) 往復とも小木・直江津航路を利用するツアーであること。
- (6) ツアー催行日は、あかね運航期間（4月から8月までの期間を除く。）であること。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げるものについては、助成金を交付しない。

- (1) 上越市、（公社）上越観光コンベンション協会、佐渡市及び（一社）佐渡観光協会から他の助成金等の交付を受けるツアー
- (2) その他協議会が不適切と認めた場合

(助成金交付額)

第3条 助成金の額は、参加人数（乗務員等を除く。）に1,000円（上越市の指定する有料観光施設及び飲食施設を利用するツアーにあつては、2,000円）を乗じて得た額の合計とする。ただし、1企画に対する助成は、20万円を限度額とする。

2 当助成金の交付は、旅行業者の1営業所又は1商品造成箇所につき、1企画（1企画で複数の出発日からなるものを含む。）を限度とする。

(助成金の交付申請)

第4条 助成金の交付を受けようとする旅行業者（以下「申請者」という。）は、ツアー実施日の前日から起算して15日前までに、必要書類を添付の上、助成金交付申請書（第1号様式）を佐渡市・上越市観光・航路連携協議会会長（以下「会長」という。）に提出するものとする。

(助成金の交付決定)

第5条 会長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、助成金の交付
決定
の可否を決定したときは、佐渡市・上越市観光・航路連携協議会ツアー助成金交付
却下
通知書（第2号様式）により通知するものとする。

（事業の中止又は変更）

第6条 申請者は、助成金交付決定後において、やむを得ない事情によりツアーを中止し、
中止
又は申請書の内容を変更するときは、速やかに事業届出書（第3号様式）を会長に提
変更
出しなければならない。

2 会長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、変更又は中止の可
変更交付
否を決定したときは、助成金等決定通知書（第4号様式）により通知するものと
中 止
する。

（実績報告）

第7条 助成金の交付決定を受けた申請者は、事業が完了したときは、ツアー完了日の翌日
から起算して30日以内に助成事業実績報告書（第5号様式）及び佐渡市・上越市観光・
航路連携協議会ツアー助成金請求書（第7号様式）を会長に提出しなければならない。こ
の場合において、助成事業実績報告書の添付書類には、佐渡市・上越市観光・航路連携協
議会ツアー助成金事業土産物施設等立ち寄り証明書（第6号様式）を含むこととする。

（交付金額の確定及び交付）

第8条 会長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、その内容を審査し、適当と認
めたときは、助成金の額を確定し、助成金等確定通知書（第8号様式）により申請者に通
知するとともに、速やかに助成金を交付するものとする。

（交付決定の取消し等）

第9条 会長は、虚偽の申請その他不正の手段により助成金の交付を受けた者に対しては、
交付決定を取り消すことができる。この場合において、既に助成金が交付されていたとき
は、期限を定めてその返還を求めることができる。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年5月24日から実施する。

附 則

この要綱は、平成29年5月26日から実施する。

附 則

この要綱は、平成30年6月26日から実施する。